



島根県報

令和3年12月24日（金）

号外 第 150 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

(道路維持課) 2

告 示**島根県告示第751号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年12月24日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	本山伯太線	安来市伯太町上小竹860番3地先から同859番4地先まで	メートル 49.46	令和3年 12月24日	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所	
〃	佐田小田停車場線	出雲市佐田町一窪田字カナラ3468番内7地先から同地先まで	9.30	令和3年 12月24日	出雲県土整備 事務所	